

様似町移住体験住宅設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、様似町（以下「町」という。）への移住を希望又は検討する者（以下「移住希望者」という。）に対し、町での生活を手軽に体験できる場を提供するため、家具や電化製品などを揃えた住宅を整備し、町の移住・定住・交流人口の増加及び活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 町への移住を希望又は検討する者をいう。ただし、転勤又は婚姻による転入者は除く。
- (2) 移住体験住宅 日常生活を営むための家具、電化製品などを備え、手軽に町での生活を体験できるための住宅（以下「住宅」という。）をいう。

(移住体験住宅)

第3条 住宅は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 様似町移住体験住宅A（旧教員住宅No.3 5）
住 所 様似町緑町1 2 1 番地の1
建設年 昭和5 4 年
面 積 7 6 m²
- (2) 名 称 様似町移住体験住宅B（旧教員住宅No.3 2 ①）
住 所 様似町緑町1 2 1 番地の1
建設年 昭和5 5 年
面 積 6 6 m²
- (3) 名 称 様似町移住体験住宅C（旧教員住宅No.3 2 ②）
住 所 様似町緑町1 2 1 番地の1
建設年 昭和5 5 年
面 積 6 6 m²

(借用申請)

第4条 住宅の借受けを希望する移住希望者は、「様似町移住体験住宅借用申請書」（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

(貸付許可)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支障がないと認めたときは、「様似町移住体験住宅貸付許可書」（別記様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。

(契約)

第6条 許可書の交付を受けた利用者は、様似町移住体験住宅賃貸契約書（別記様式第3号。以下「契約書」という。）により町長と契約のうえ、住宅を利用するものとする。

(利用機関)

第7条 住宅の利用期間は、7日以上90日以内とする。ただし、町長が特に認めた場合は、期間を短縮又は延長して利用できるものとする。

(料金)

第8条 住宅の利用料は、1日1,200円とする。冬季は11月から4月までとし、冬季期間においては、燃料代として1日300円を加算する。

- 2 利用者は、前項に規定する利用料を、町長が発行する納入通知書により指定された期日までに納入しなければならない。
- 3 第1項の使用者負担金には、光熱水費（電気料、水道料、下水道料）、燃料費（ガス代・灯油代）、放送受信料、インターネット利用料、消費税（第4項の規定に該当する場合）を含むものとする。ただし、飲食費、寝具及び日常生活にかかる消耗品並びに交通費は含まず、使用者の負担とする。
- 4 貸借期間が1か月に満たない期間の料金には、消費税法第6条及び消費税法施行令第16条の2の規定による消費税を含むこととする。
- 5 第2項により納めた料金は、これを還付しない。ただし、町長が特に必要と認めた場合、その全部又は一部を還付することができる。
- 6 前項の規定により料金を還付する場合及び還付割合は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 天災事変、使用者又は親族の疾病、その他使用者の責めに帰することができない理由により借用できなくなった場合 既に納付した料金から使用済期間分の料金を差し引いた差額の100分の100
 - (2) 町長が特に必要と認め、契約期間を短縮した場合 既に納付した料金から使用済期間分の料金を差し引いた差額の100分の100
 - (3) その他止むを得ない事由により町長が特に認めた場合は、その都度還付割合を決定する。

(使用者の遵守事項)

第9条 移住希望者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守や就寝時に施錠するなど施設を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに甲にその旨を報告すること。
- (2) 火気の取扱いに注意するとともに水道の凍結防止に配慮すること及び備付けの備品、什器類を適切に取り扱うこと。

- (3) 施設周りの除草や除雪を適宜行い、住環境の整備をすること。
- (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (5) 住宅の貸借期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を甲に返却すること。
- (6) その他、施設の借用に関し甲が必要と認める事項。

(制限される行為)

第10条 移住希望者は、住宅において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 興行を行うこと。
- (3) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (4) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (5) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (6) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (7) 施設の全部又は一部を転貸、又は権利を譲渡すること。
- (8) 犬、猫等の動物を飼育すること。ただし、身体障害者補助犬等で町長の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (9) その他施設の借用にふさわしくない行為をすること。

(利用許可の取り消し)

第11条 町長は、移住希望者にこの要綱に定める事項に違反する行為があったと認めたときは第6条の規定による利用許可を取り消すことができる。

2 前項の規定により取り消しをした場合は、第8条第2項ただし書きによる利用料の還付ができるものとする。

(明渡し)

第12条 移住希望者は、利用期間が終了する日まで若しくは前条の規定に基づき利用許可が取り消された場合にあっては、直ちに住宅から退去しなければならない。

この場合において利用者は、住宅を原状回復しなければならない。

2 移住希望者は、前項前段による退去をするときには、退去日の2日前までに町長に届け出て、町職員立ち会いのもと検査を受け、住宅の明け渡しをしなければならない。

3 町長は、第1項の後段の規定に基づき利用者が行う原状回復の内容及び方法について移住希望者と協議するものとする。

(立入り)

第13条 町長は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全、その他住宅の管理上特に必要があるときは、移住希望者の許可なく町職員を住宅内に立ち入らせることができるものとする。

- 2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することができないものとする。

(損害賠償)

第14条 使用者は、故意又は過失により住宅及び設備を破損、汚損及び滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、止むを得ない事由により、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項前段の規定による住宅若しくは設備又は備品等を破損、汚損、滅失したときは、直ちに町長に報告しなければならない。

(事故免責)

第15条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅敷地内で発生した事故に対して、町はその責務を負わないものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年2月5日から施行する。